

挑



松阪市民の笑顔のために



戦

令和2年4月1日 採用予定

松阪市職員(社会人経験者)募集要項

第1次試験：書類選考のみ

第2次試験<筆記> (予定)：令和元年9月22日(日)

第3次試験<面接等> (予定)：令和元年11月中旬

合格決定日(予定)：令和元年11月下旬

○ 応募受付期間：7月17日(水)～8月16日(金)(土日祝を除く)

○ 郵送の場合：7月17日(水)～8月16日(金)必着

※郵送は簡易書留に限ります。

※※応募に当たっては、必ず本要項をご一読ください。※※

社会人経験者職員募集について

松阪市では、民間企業等で培われた経営感覚や専門的知識と豊富な経験を松阪市のため役立てたいという意欲にあふれ、改革意識が高く、市政への即戦力として活躍できる人材を募集しています。

1. 募集職種・主な職務内容および採用予定人員

職 種	主な職務内容	採用予定人員
事 務 職	一般行政事務に従事します。 (市全般にかかる企画・調整、税、保険、年金、福祉等の市民に身近な部門や、環境、文化・観光・産業振興、社会基盤整備、教育行政等、特定の分野に限らず行政のあらゆる分野にかかる窓口・企画・内部管理に関する業務等)	3人程度

※令和2年4月1日採用予定松阪市職員募集における社会人経験者枠については、後期募集のみです。

2. 受験資格

下記①～⑤を全て満たす方

- ①昭和35年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方。
- ②学校教育法に定める高等学校以上の教育課程を卒業、又は文部科学省の実施する高等学校卒業程度認定試験（旧大学入試資格検定試験）に合格し、**5年以上経過した方**。
- ③**民間企業等における職務経験（正社員・正職員としての経験のみ）**を平成24年4月1日から令和元年7月16日までの間に**5年以上有する方**。
- ④地方公務員法第16条に該当しない方で、松阪市へ通勤可能であること。
- ⑤日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者または特別永住者の在留資格を有すること。なお、外国籍の方は採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職には任用できません。

■注意事項■

※「令和2年4月1日採用予定松阪市職員（一般）採用試験」及び「令和2年4月1日採用予定障がい者を対象とした松阪市職員採用試験」を同時に受験することはできません。

《職務経験について》

- ①民間企業等の職務経験には、会社員、自営業、公務員等としての経験が該当します。（財団法人、社団法人、NPO法人等の職員も含まれます。**ただし、アルバイト等の非正規は含みません**。なお、**週30時間以上の勤務者**であることを要します。勤務時間・職務内容等は合格後に提出いただく**職歴証明書等**で確認します。）
- ②「5年以上」とは、**企業・団体等で週30時間以上の勤務を5年以上継続**している場合、又は**1つの企業・団体等で週30時間以上の勤務が2年以上継続した期間が複数あり、それらを通算した期間が5年以上**となる場合が該当します。
同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、**いずれかひとつの期間のみ**を職務経験の対象期間とします。

※1つの企業・団体等で週30時間以上の勤務が平成24年3月31日以前から2年以上継続している場合に限り、平成24年4月1日以降の勤務が2年未満であっても、平成24年4月1日以降の期間を職務経験の対象期間に含めることができます。

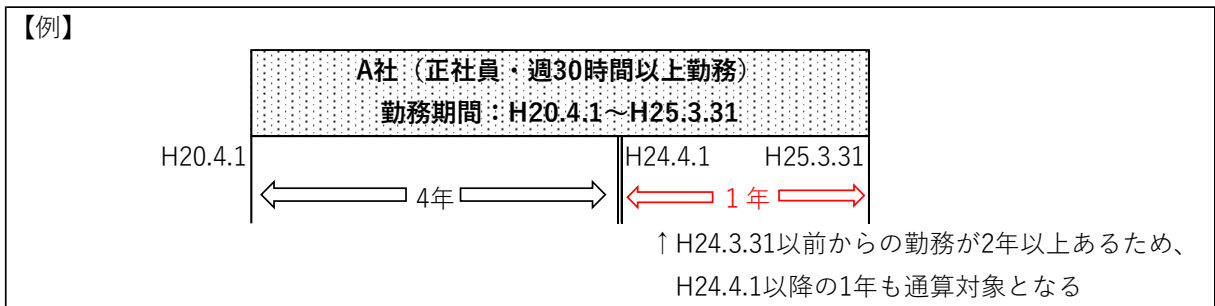
- ③月の途中で就労・退職は、月の半数以上の勤務日があれば1ヶ月とみなし、期間を通算します。
- ④産前産後休業は在職期間に含みますが、育児休業、病気等の休業・休職は在職期間には含みません。
- ⑤受験は、職務経験確認のため、最終合格発表後に職歴証明書（指定用紙）の提出ができる人に限ります。証明書には法人名・代表者名・社判・就業期間・週当たりの勤務時間・職務内容の記載が全て必要です。最終合格者であっても証明書の提出ができなかった場合は、合格を取り消します。

【職務経験における注意事項】

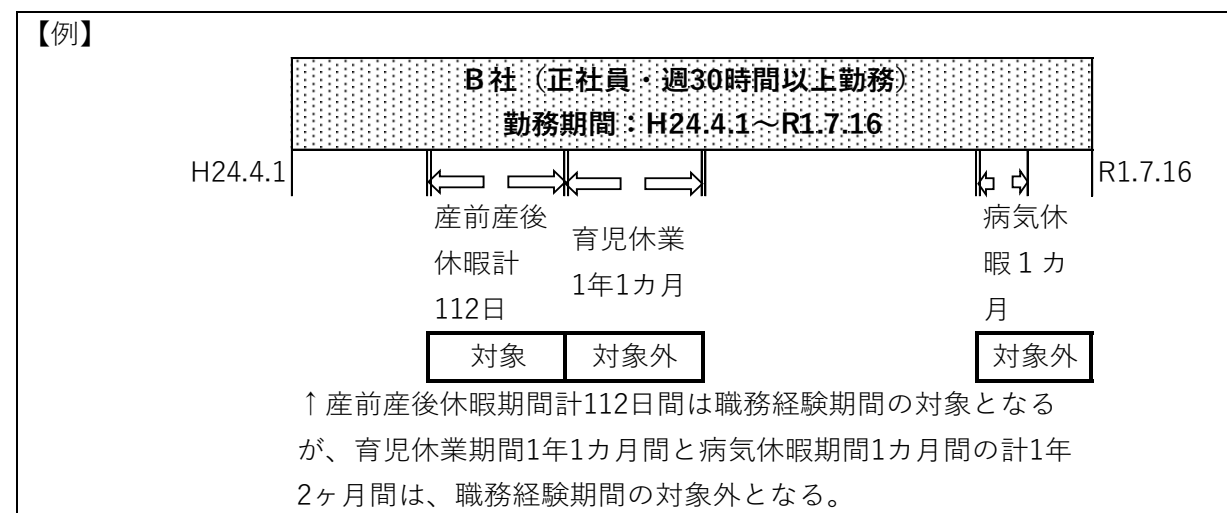
※例年多くの方が誤った認識をされる項目です。必ず内容を確認した上で申し込みしてください。

- ① 対象となる職務経験は、正社員・正職員としての経験に限ります。
アルバイト等の非正規は含みません。
- ② 週30時間以上の勤務以外は、職務経験の対象外です。
- ③ 2年に満たない職務経験は、対象外です。

※ただし、1つの企業・団体等で週30時間以上の勤務が平成24年3月31日以前から2年未満継続している場合に限り、平成24年4月1日以降の勤務が2年未満であっても、平成24年4月1日以降の期間を職務経験の対象期間に含めることができます。



- ④ 育児休業、病気等の休業・休職は在職期間には含みません。



- ⑤ 職務経験期間が受験資格を満たしていた場合においても、最終合格後に証明書にて確認がで
きなかつた場合は、合格を取り消します。

3. 応募手続き

(1) 応募書類の配布

配布開始日：令和元年7月17日(水)から配布します。

- ① 市役所・各地域振興局で受け取る場合

配布場所：松阪市役所 3階 職員課

嬉野、三雲、飯南、飯高各地域振興局 地域振興課

配布時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜・祝日は除きます。)

- ② 松阪市ホームページ(<http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/saiyou/>)からダウンロードする場合

受験申込書・アピールシートをダウンロードして使用する場合は、必ずA4サイズの白い紙にプリントアウト **(片面印刷)** してご使用ください。

- ③ 郵送配布を希望する場合

封筒(サイズ不問)に角型2号(33.2cm×24cm)サイズの返信用封筒(140円切手を貼付し返信先の郵便番号、住所、名前(あて名の敬称は「様」)を記入)を封入し、松阪市役所総務部職員課へ郵送 **(※表面左下に朱書きで「社会人経験者採用試験募集要項郵送希望」と記入)** してください。

(2) 応募方法

- ① 持参する場合

提出場所：松阪市役所 3階 職員課

受付期間：令和元年7月17日(水)から8月16日(金)まで

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜・祝日は除きます。)

※各地域振興局地域振興課での受付及び預かりはいたしませんのでご注意ください。

- ② 郵送する場合

方 法：角形2号(33.2cm×24cm)サイズの封筒 **(※表面左下に朱書きで「社会人経験者応募書類在中」と記入)** に応募書類を封入し、**必ず『簡易書留』で送付してください。**

宛 先：〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 総務部 職員課 へ郵送してください。

受付期間：令和元年7月17日(水)から8月16日(金)松阪市役所到着分まで

8月16日(金)松阪市役所必着のこと

(3) 応募に必要な書類等 ※1

- | | |
|----------------------------|----|
| ①松阪市職員(社会人経験者)採用試験受験申込書 ※2 | 1通 |
| ②アピールシート | 1通 |
| ③返信用封筒 ※3 | 1通 |

※1 ①～③は黒のボールペンを使用し、自筆にてご記入ください(ワープロ、パソコン、消

えるペンは不可)。

※2 「学歴」「職歴」「資格・免許等」等の指定欄に記入しきれない場合については、申込書内指定欄に「別紙のとおり」と記載の上、A4サイズの白い紙(※自筆に限る。必須項目の記入があれば、枠線等の有無については問いません。)に必要事項を記入し、提出してください。その場合は、書き方は問いませんが、右上に氏名を記入してください。3ヶ月以内に撮影した写真(縦4cm×横3cm 裏面に受験職種・名前を記入のこと)を貼り、必要事項を記入してください。

※3 長形3号(23.5cm×12cm)サイズの封筒に82円切手を貼付し、返信先の郵便番号、住所、名前(あて名の敬称は「様」)を記入してください。

※例年、返信用封筒の不足や切手の貼付忘れ、封筒サイズの間違いが多々あります。必ず指定されたものを準備した上で申し込みください。

(4) 応募に関する注意事項

①上記(3)で提出された書類に、記載漏れ等の不備があった場合は受付できません。なお、記載漏れ等による書類提出の遅延等については一切の責任を負いかねます。

また、提出された書類に虚偽の記載等があった場合は受験が無効になります。

②郵送で申込みの場合、「簡易書留」以外の方法で郵送された申込みは受付できません。

また、郵便事情等による書類到着の遅延等については一切の責任を負いかねます。

③インターネット、Eメール等での応募はできません。

④持参による申し込みの場合、令和元年8月16日(金)午後5時15分以降の受付はできません。

⑤受付期間の最終日は大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。

⑥受付後の受験申込書等につきましては、一切返却できません。

(5) 受験調査票・受験票の交付

受験調査票・受験票は第1次試験合格通知に同封します。第2次試験当日に写真(受験申込書と同一の写真(縦4cm×横3cm 裏面に受験職種・名前を記入のこと))を貼付し、持参してください。

4. 試験期日

(1) **第1次試験** (全ての受験者が対象) 第1次試験は書類選考にて行います。

※合否結果は、令和元年8月下旬に、申込者全員に郵送で通知します(郵送のみでの対応となります)。

なお、電話等による合否の内容についての問い合わせには一切応じることはできません。

※第1次試験合格者には、第2次試験の日時・場所等をあわせて通知します。

(2) **第2次試験** (第1次試験合格者のみ)

日 時(予定) : 令和元年9月22日(日) 入場開始 午前8時00分
試験開始 午前8時40分

場 所(予定) : 松阪市立殿町中学校(松阪市殿町1508番地1)

※悪天時等の執行判断情報は松阪市ホームページ(<http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/saiyou/>)にてご確認ください。※都合により、会場を変更する場合があります。

※試験会場には駐車スペースが無いため公共交通機関をご利用ください。なお、近隣等への無断駐車ならびに駐車違反が発見された場合は失格となる場合があります。

※試験会場では携帯電話の使用はできません。

※合否結果は、10月上旬に第2次試験受験者全員に郵送で通知します。松阪市ホームページには合格者の受験番号のみ掲載します。

なお、電話等による合否の内容についての問い合わせには一切応じることはできません。

※第2次試験合格者には、第3次試験の日時・場所等をあわせて通知します。

第2次試験（予備日）

※台風等の災害等により第2次試験が実施できない場合については、下記日時での実施を予定しています。

日 時（予定）： 令和元年10月20日（日） 入場開始 午前8時00分
試験開始 午前8時40分

場 所（予定）： 未定

(3) 第3次試験（第2次試験合格者のみ）

試験日： 令和元年11月16日、令和元年11月17日のうち1日間

※都合により、試験期間及び日数を変更する場合があります。

5. 合格決定日（予定）

令和元年11月22日（金）※合否結果は、上記日程（予定）に第3次試験受験者全員に郵送で通知します。また、松阪市ホームページには合格者の受験番号のみ掲載します。

なお、電話等による合否の内容についての問い合わせには一切応じることはできません。

6. 試験科目および内容（予定）

【試験科目一覧表（予定）】

試 験	試験科目	試験の内容
第1次試験	書類選考	提出された受験申込書及びアピールシートをもとに、職務経歴や実績、志望の熱意、市役所職員としての適正・能力等を審査し選考します。
第2次試験	・教養試験 （高校卒業程度） ・適性検査 ・一般性格診断検査 など	・時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理、及び資料解釈に関する一般知能についての筆記試験（択一式） ・職務への適性及び職場への適応性等についての筆記試験 ・公務員としての性格特性を検査する筆記試験 など
第3次試験	・面接試験 ・グループワーク ・作文 など	・アピールシートに基づき個人面接試験を行います。 ・グループワーク試験を行います。 ・作文試験を行います。

※都合により、試験科目を変更する場合があります。

7. 採用予定者の決定

第3次試験合格者を採用予定者とします。ただし、申込書記載事項に虚偽があった場合、又は受験資格にかかる職歴が証明できない場合等は合格を取り消します。

8. 採用予定年月日

令和2年4月1日

9. 給与その他

松阪市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

【給与等のモデル】

職務経験年数等	給料月額（年収）例
30歳 職務経験 8年の場合	約230,000円（年収約3,900,000円）
35歳 職務経験 13年の場合	約250,000円（年収約4,200,000円）
40歳 職務経験 18年の場合	約280,000円（年収約4,700,000円）
45歳 職務経験 23年の場合	約310,000円（年収約5,100,000円）
50歳 職務経験 28年の場合	約330,000円（年収約5,500,000円）

※上記給料月額例は、学歴、職務経験等により異なります。また、年収例には期末手当及び勤勉手当を含みます。

※管理職手当支給対象外の職員が時間外勤務を行った場合は、時間外勤務手当が別途支給されます。（平成29年度1人当たり平均支給年額340,000円）。

※扶養親族がある職員には、扶養手当（配偶者がある場合は月額6,500円、満22歳の年度末までの子がある場合は10,000円、配偶者・子以外の扶養親族がある場合はそれぞれ月額6,500円（満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子がある場合はそれぞれ月額5,000円加算））が別途支給されます。

※令和元年7月1日時点の条例等に基づき算出したものであり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

受験にあたってのQ&A

Q1 「令和2年4月1日採用予定松阪市職員（一般）採用試験」と「令和2年4月1日採用予定松阪市職員（社会人経験者）採用試験」と「令和2年4月1日採用予定障がい者を対象とした松阪市職員採用試験」を同時に受験することはできますか。

A1 同時に受験することはできません。

Q2 試験当日に台風等で試験が実施されないこともありますか。

A2 あります。悪天候等の決行判断情報については、事前に松阪市のホームページでご案内させていただきます。随時ホームページを確認していただきますようよろしくお願いいたします。

Q3 令和元年6月から7月にかけて実施された前期試験で不合格となったが、「令和2年4月1日採用予定松阪市職員（社会人経験者）採用試験」を受験できますか。

- A 3 受験資格を満たしていれば、受験することができます。
- Q 4 令和元年6月から7月にかけて実施された前期試験で合格し、内定しているが、「令和2年4月1日採用予定松阪市職員（社会人経験者）採用試験」を受験できますか。
- A 4 前期試験の内定を辞退した上で、受験資格を満たしていれば、受験することができます。

提出する前に、もう一度確認してください！

受験資格	受験資格（項目2）は満たしていますか？	<input type="checkbox"/>
応募に必要な書類等	黒のボールペンを使用し、自筆にて記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
	受験申込書及びアピールシートに記入漏れや記入間違いはありませんか？	<input type="checkbox"/>
	受験申込書本人名前欄に署名はしましたか？	<input type="checkbox"/>
	受験申込書に3ヶ月以内に撮影した写真を貼付しましたか？	<input type="checkbox"/>
	応募に必要な書類等は全て揃っていますか？	<input type="checkbox"/>
	返信用封筒（長形3号サイズ）を1通用意し、82円切手を貼付し、返信先の郵便番号・住所・名前（あて名の敬称は「様」）を記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
提出	郵送する場合には、角形2号サイズの封筒（表面左下に朱書きで「社会人経験者応募書類在中」と記入）に応募書類を封入し、必ず『簡易書留』で送付してください。	<input type="checkbox"/>
	申込期間を厳守してください	<input type="checkbox"/>

（提出された書類に、記載漏れ等の不備があった場合は受付できません。）

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市役所総務部職員課人事・研修係
電 話 0598(53)4331

「しあわせ創造型職員を目指せ！」

松阪市では平成22年3月に「松阪市人材育成基本方針」を策定し、人材育成施策の基本テーマを「しあわせ創造型職員を目指せ！」として、「4つのしあわせ」を創造する職員の姿を目指す職員像として掲げています。松阪市の職員として共に“しあわせ”を創造していく覚悟と意欲をお持ちの方の応募をお待ちしています。

松阪市の職員として「求められる職員像」とは

- 市民の“しあわせ”を創造します
市民の視点に立ち愛と勇気を持って行動し、期待に応える職員
- 仕事の“しあわせ（成功）”を創造します
高いコスト意識と経営感覚を持った職員
- 組織・仲間の“しあわせ（やりがい）”を創造します
目標とプロセスを共有しお互いを認め合い、よりよい仕事を目指す職員
- 職員の“しあわせ（達成感）”を創造します
行政のプロとして自らの資質・能力の向上に努める職員

（「松阪市人材育成基本方針」より）

参考 1

地方公務員法第 16 条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

参考 2

外国籍職員の任用に関する基準について

【公務員に関する基本原則】

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

松阪市においては、上記の基本原則に基づき、外国籍の職員は次のような職務につくことができません。

（1）公権力の行使に相当する職務

- ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- ②市民に対して義務や負担を一方向的に課す内容を含む職務
- ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- ④その他公権力の行使に該当することとなる職務

（2）公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、松阪市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐等以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。